

至誠館大学におけるG P A制度に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、至誠館大学（以下「大学」という。）におけるG P A制度に関する規程第11条の規定に基づき、G P A制度に関する必要事項を定めることを目的とする。

(活用)

第2条 大学におけるG P A制度に関する規程第10条の規定に基づき、G P Aは次の各号を実施する際に活用される。

- (1) 学生表彰の選考
- (2) 奨学生等の資格審査
- (3) 履修登録の上限緩和
- (4) 自主退学勧告
- (5) 効果的な教育プログラムへの活用
- (6) その他学内の関連諸施策の運用

(表彰)

第3条 大学で定める成績優秀学生の表彰において、学年G P Aに基づき学生委員会で総合的に審査し決定する。

(奨学生)

第4条 大学で定める各種奨学生の資格基準に準じて審査する。

(キャップ制の制限緩和)

第5条 学期G P Aが3.50以上の場合、次の学期の履修登録の上限を1学期に限り5単位引き上げることとする。

2 前項の規定は4年次以上の学生を除くものとする。

(自主退学勧告)

第6条 学期G P Aが1.00未満の場合、指導担当教員が次学期履修登録までに学生生活指導・助言を行う。

2 休学期間を除いて2学期連続で学期G P Aが1.00未満の場合、学生委員会および指導担当教員が次学期履修登録までに学生生活指導・助言を行う。

3 休学期間を除いて3学期連続で学期G P Aが1.00未満の場合、学部長又はキャンパス長が自主退学を勧告する。

附則

この内規は、令和5年4月1日から施行する

制定 平成31年 4月 1日 (制定)

改正 令和 5年 4月 1日 (第1回改正)